

四日市市告示第 9 3 号

四日市市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成 2 7 年 3 月 1 8 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱の一部を改正する要綱
四日市市身体障害者訪問入浴サービス事業実施要綱（平成 2 1 年四日市市告示
第 1 7 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 号様式を次のように改める。

第7号様式(第10条関係)

四日市市身体障害者訪問入浴サービス費請求書

年 月 日

円()

で実施した 年 月分四日市市訪問入浴サービス費として、上記の金額を請求します。

四日市市長

所在地

名称

代表者

(単位)円

受給者名	訪問入浴に係る費用	利用者負担額	訪問入浴サービス費 ()
合計			

()単位 × 利用回数 × 地域加算(小数点以下切り捨て)

利用者負担額は、 の1割分(小数点以下切り捨て)

ただし、負担上限月額と比べて低い額を記入。

振込み先口座

--

添付書類 利用実績のわかる書類その他市長が必要と認める書類

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(健康福祉部障害福祉課)